

1. 米金利上昇への対応について

- 金融行政方針に掲げている通り、当庁としては、地域金融機関の有価証券運用態勢について、予期せぬ経済・市場環境の変化に対しても、その健全性を維持できるよう、リスクテイクに見合った運用・リスク管理態勢の構築に向けた対話を行うこととしている。
- 米長期金利が米大統領就任直後を上回る水準まで上昇していることを踏まえ、当庁は今般、自己資本対比の外貨金利リスク量が高い地域銀行に対し、米金利上昇への対応についてのヒアリングを実施した。
- 先(一昨年)の米大統領就任直後の金利上昇局面においては、一部の銀行において、目先の期間収益を重視して多大なリスクを取る一方で、含み損に対する対応が検討されていない例が見られた。このため、当庁としては、立入検査の手法も組み合わせたモニタリングを行い、運用・リスク管理態勢の改善を促した。
- 今般の米長期金利上昇を受けた、外国債券や外債投信に係る評価損の規模は、各地域銀行によって区々であるが、中には、今期(30年3月期)のコア業務純益予想額に匹敵する水準まで評価損が拡大している銀行も見受けられた。当庁が一年前に指摘したような、経営体力やリスク管理態勢に比べて過大なリスクテイクを行っている例や、含み損に対する対応が十分に検討されていない例があるとすれば、問題であると考えている。
- ついては、そのような認識の下、当庁としては、深度あるモニタリングが必要と思われる地域銀行に対して、今後、報告を求める等の対応により、実態把握と対話を行っていく。具体的には、外貨金利リスク商品の評価損に対する認識や、損失限度額の管理態勢の実効性、市場見通しと運用方針の見直しの状況について、対話を行っていく。

2. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

○ マネロン・テロ資金供与対策については、30年1月の意見交換会において『ガイドライン』(案)に照らし問題のある個別事例が見られる旨発言したが、当該問題事例に関して、現時点での問題認識は下記のとおりである。

○ 詳細は、まだ調査・確認中だが、当該事例では、

- ・複数回にわたり、
- ・顧客が、窓口を持参した現金を既存の顧客口座に入金し、
- ・海外口座に送金を実施

しているが、「ガイドライン」の趣旨に照らし、大きく次に述べる4点の問題が認められ、マネロン等のリスク管理態勢の機能発揮状況に重大な懸念を持たざるを得ないものと考えている。

【問題点①】

窓口が多額の現金を持参し、これまで個人の生活口座として使われてきた口座にそれを入金した上で、貸付金の名目で、海外の法人に対してその全額を送金するといった、これまでに例のない不自然な取引形態であった。

にもかかわらず、犯収法・外為法で規定された最低限の確認に止まり、疑わしい取引にあたるかどうかの判断のために必要と思われる、送金目的の合理性の確認や送金先企業の企業実態・代表者等の属性についての調査、その結果を踏まえた検討など、取引の危険性に応じた検証を行わないまま、複数回続いた高額送金を漫然と看過した。

法令上確認が必要な事項に係るエビデンスさえ揃っていれば、問題なしとし、実際の取引のリスクに見合った低減措置が講じられておらず、またそのような適切な措置を講じるためのリスクベースでの管理態勢（画一的・形式的なチェック態勢ではなく、顧客の取引のリスクを評価した上でリスクの程度に応じた措置を講じる態勢）が構築されていない。

【問題点②】

海外送金責任者に速やかに情報が上がらず、第2線の管理部門にも情報伝達が行われていない。

【問題点③】

外部からの指摘を受けるまで、問題意識を持たず、再発防止策や態勢見直し等の対応を行っていない。

【問題点④】

海外の送金先口座からの資金の移動状況を、送金先銀行に確認する等の情報収集を行っていない。

- マネロン・テロ資金供与対策は、低いレベルの金融機関が1つでも存在すると、金融システム全体に影響し、日本全体のマネロン・テロ資金供与対策が脆弱であるとの批判を招くおそれがある。
- 「ガイドライン」については、2月6日、確定版とパブリックコメントの概要を公表するとともに、それに伴う監督指針の改正も行ったところ。各行においては、これらの内容を確認し、対応が求められる事項と自らの現状とを比較し、前向きにマネロン・テロ資金供与対策の高度化のために、自らが何を行うことができるか検討してほしい。
- 当局としても、必要に応じ、検査も含めた深度あるモニタリングを行い、金融機関の的確な対応を促していきたい。また、金融機関に具体的な対応の目線を示すべく、例えば、具体事例の提供を更に進めるなど、協会とともに検討・対応を深めていきたい。

3. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II) について

- 昨秋実施した2回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall II)の結果について、先般、参加金融機関に還元した。
- 地銀・第二地銀は、他業態と比べれば、より広い視野で対応していた面が見られたものの、依然として改善の余地が見られた。
サイバー攻撃に的確に対応するためには、様々な可能性を考慮して行動することが重要であり、改めて自社の対応状況を確認し、改善につなげてほしい。
- 演習を通じて判明した課題や良好事例は、演習に参加していない金融機関にも共有するため、今後、業界団体を通じてフィードバックする。
本演習は、今後も継続的に実施していくこととしており、より実効性

の高い演習方法・内容を検討していくので、引き続き積極的な参加をお願いしたい。

- サイバー攻撃が高度化・複雑化し、サイバーセキュリティのリスクが一層高まる中、各行におかれては、サイバーリスクをコーポレートリスクとして捉え、経営陣としてリーダーシップを発揮し対策を加速してほしい。

4. 銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」について

- 銀行本体及び銀行子会社等において取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを監督指針に明確化することとし、パブリックコメント手続きを開始（1月23日）した。
- 地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献するため、金融機関が経営人材も含めた人材紹介を行うことは有効と考えており、日本人材機構等との連携も含め、各行において、どのような取組みが可能か検討してほしい。

5. 東日本大震災事業者再生支援機構の活用について

- 2月1日に、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律」が成立し、当機構の被災事業者に対する支援決定期間が、平成30年2月22日から平成33年3月31日まで約3年間延長された。
- これを受け、被災事業者支援の一層の促進を図るため、協会に対し2月2日付で要請文を発出した。各行においては、当該要請文の趣旨を踏まえ、引き続き、積極的な被災事業者の支援をお願いする。

6. 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正について

- 2月9日、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案が閣議決定された。

- 法案の内容は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、地域経済活性化支援機構（REVIC）の出資・支援決定期限を平成 30 年 3 月から 33 年 3 月に、業務完了期限を平成 35 年 3 月から 38 年 3 月に、それぞれ延長するもの。

- REVIC の今後の方向性としては、REVIC の期限到来後においても、地域金融機関の積極的な取組みの下、全国各地で自律的な中小企業支援・地域活性化への取組みが行われる姿を目指し、延長された期間に重点的・集中的に、
 - ① 地域金融機関や地域企業への専門家派遣や日本人材機構を通じた経営人材の紹介
 - ② 地域金融機関等との地域活性化ファンドの共同運営といった人材・ノウハウ支援の業務を中心に据えて取り組んでいく方針である。

- これまでも地域金融機関には REVIC の活動に理解、連携してもらってきたが、今後においても、上記の REVIC の方向性も踏まえ、地域のニーズに応じて積極的に活用してほしい。

(以上)